

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社エスケーエレクトロニクス 代表取締役社長 石田 昌徳			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	114 台	0 台	2 台	114 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	21 台	1 台	0 台	21 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	10.8	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	1.1	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	簡易点検（1回/3か月）を実施し、漏れや異常がないか確認し、記録を保持している。			
	廃棄時	フロン類を所定業者に回収完了後、機器の廃棄をする。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	定期的な点検で漏れや異常を発見する。			
	廃棄時	フロン回収業者に回収を依頼する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	冷蔵庫は、ノンフロン機器の購入を推奨する。 機器の新設や更新時には、温暖化係数が低い冷媒を検討する。				
特記事項	第一種特定製品の種類製品の台数を修正いたしました。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。